

Title	「忘れられる権利」と表現の自由・再論：ドイツ連邦憲法裁判所の2つの決定を手がかりに
Sub Title	Nochmals : das „Recht auf Vergessenwerden" und die Meinungsfreiheit im Lichte der aktuellen Rechtsprechung des BVerfG
Author	鈴木, 秀美(Suzuki, Hidemi)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2020
Jtitle	メディア・コミュニケーション：慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media and communications research). No.70 (2020. 3) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20200300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「忘れられる権利」と表現の自由・再論

——ドイツ連邦憲法裁判所の2つの決定を手がかりに——

鈴木秀美



▶ 1 はじめに

マス・メディアは、連日、事件や事故、様々な問題について報道している。社会の関心事を報道する限りにおいて、その報道がたとえある人の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害する内容であっても、それは報道価値があることによって正当化される。ところが、インターネットの登場によって、新たな問題が発生した。新聞や雑誌などの紙媒体であれば、過去の記事を見つけ出すためには手間がかかるし、テレビ放送による報道の場合には、録画されていない限り、後からそれを確認することは難しい。これに対しインターネットでは、報道の時点では適法であった記事が、いつまでも情報空間に存在し続け、それが検索サービスを利用することで誰でも閲覧可能な状態となっている。デジタル技術の特性によりインターネットによって発信された情報は、簡単にコピーし拡散することができるため、たとえ本人が自己に関する情報を削除したいと思っても、そのすべてを把握し、インターネット上から消し去ることは不可能といっても過言ではない。そこで考え出された対抗策が、検索サービスを提供する事業者に対して、検索結果の表示から情報の削除を求めることである。もしこの請求が認められれば、インターネットの利用者が、検索サービスを利用して当該情報を見つけることは難しくなる。近年、このような検索結果の表示からの情報削除請求権の根拠として「忘れられる権利」という新しい権利が主張されるようになっており、各国でそれに関連する判例が蓄積されつつある¹。

本稿では、ドイツ連邦憲法裁判所第1法廷が2019年11月6日に下した2つの決定²を手がかりに、マス・メディアによる適法な報道のデータが、インターネット上に残り続けることによって生じる人格権保護や個人情報保護にとっての問題をどのように解決すべきかについて考えてみたい。今回の2つの事件では、いずれもマス・メディアによる実名報道のデータが、そのマス・メディア自身によってインターネットでも提供され続けていることについて、実名報道された本人たちが社会的評価の低下をもたらすとして裁判で争った。連邦憲法裁判所は、2つの事件をRecht auf Vergessenについての第1事件と第2事件と名付け、同じ日にそれぞれの事件について決定を下した。ドイツ語で「忘れられる権利」は、本来、Recht auf Vergessenwerdenと表記されるべきところ、連邦憲法裁判所は、Recht auf Vergessenという表記を用いた。Recht auf Vergessenは、正確には「忘却に関する権利」又は「忘却権」と訳すべきかもしれないが、ドイツでは「忘れられる権利」という意味で用いられることもある。本稿では、Recht auf Vergessenに「忘れられ

る権利」という訳語をあてることにしたい³。

「忘れられる権利－第1事件」では、殺人事件で服役した男性が、社会復帰後に過去の雑誌による実名報道が同社の電子版のアーカイブにずっと掲載されていることを争った。これに対し、「忘れられる権利－第2事件」では、企業による従業員解雇の手法を批判するテレビ番組のため、実名でインタビューを受けた会社経営者の女性が、グーグルに対して、インターネット上の番組アーカイブに掲載された番組データへのリンクが検索結果に表示されることを争った。第1事件の争点が、マス・メディアに対する過去記事の電子版からの実名削除請求であるのに対し、第2事件の争点こそが、日本などで「忘れられる権利」の問題として議論されている、検索サービス事業者に対する検索結果削除請求である。

これら2つの事件では、本人からの請求を認めなかった民事裁判所判決について、その本人らが当該判決による基本権侵害を争う憲法異議（判決憲法異議）の手続により、連邦憲法裁判所でその合憲性を争った。第1事件では、前科のある男性の社会復帰の利益と雑誌社のインターネットによる表現の自由の対立を連邦憲法裁判所がどのように解決するか注目が集まっていた。この憲法異議で合憲性を問われた民事裁判所判決は、2012年11月13日に下されており、2019年11月6日の連邦憲法裁判所決定まで約7年を要した。2014年5月13日、欧州司法裁判所がグーグル・スペイン事件についての先決裁定⁴を下すなど、この間に「忘れられる権利」をめぐる議論が高まっていたため、連邦憲法裁判所は議論の行方を慎重に見定めていた可能性がある。これに対し、第2事件の端緒となった番組が放送されたのは2010年であり、憲法異議によって合憲性を問われた民事裁判所判決は2016年12月29日に下された。連邦憲法裁判所は、第2事件については第1事件ほど長く時間をかけることなく、第1事件と関連づけて、同じ日に決定を下すという選択をした。第2事件決定は、10か所において第1事件決定を引用することで、詳しい説明を第1事件決定に委ねている。このため、第2事件決定を理解するためには、第1事件も参照する必要がある。

各事件について下された決定は、それぞれの事件において対立する基本権を衡量する際の指針を示した上で、事案を踏まえた具体的衡量を行うことで結論を導いた。連邦憲法裁判所は、第1事件では本人の請求を認め、民事裁判所判決を破棄して事件を民事裁判所に差し戻したが、第2事件では、グーグルを勝訴させた民事裁判所判決の合憲性を認めて本人の検索結果削除請求を退けた。

なお、連邦憲法裁判所は、第2事件決定において、欧州連合（以下では、「EU」）の基本権憲章（以下では、「EU憲章」）⁵によって保障されたEU基本権を、同裁判所の合憲性審査の基準とすることができるという判断を初めて明らかにした。この考え方は、従来の憲法判例とは異なる、明確な判例変更である。第2事件決定が示したこの判断は、連邦憲法裁判所による基本権保障についての「11月革命」と呼ばれ、大きな議論を巻き起こしている⁶。ただし、本稿では、この論点についての解説は最小限にとどめ、連邦憲法裁判所の2つの決定が、どのような事実について、どのような考え方で事件を解決に導いたのかを詳述し、それについて若干の検討を加えることにしたい。

▶ 2 ドイツ連邦憲法裁判所とEU基本権

EUでは、個人情報保護はEU法によって規律されており、EU憲章はそれに関連するEU基本権を保障している。具体的には、個人情報保護は、2018年5月25日からはEU一般データ保護規則によって規律されており、この規則が施行されるまではEUデータ保護指令が妥当していた（以下ではこの両者を「EUデータ保護法」という）⁷。また、EU

憲章は、7条で私生活・家族生活の尊重、8条で個人データ保護を保障している。なお、同憲章51条1項によれば、EU憲章は、EUの機関・組織と加盟国に適用されるが、加盟国については、加盟国がEU法を実施するときに限り適用される。

このため、連邦憲法裁判所は、忘れられる権利が争われた2つの事件において、本人らが違憲だと主張している2つの民事裁判所判決の合憲性を審査するにあたって、まず、同裁判所が2つの事件を審査することができるのか、できるとしてもドイツ基本法（憲法）の基本権ではなく、EU基本権を審査基準とすることができるのかを明らかにする必要がある。

そもそも、EU法と加盟国の憲法の相互関係について、欧州司法裁判所の判例によれば、憲法を含むあらゆる国内法に対してEU法が優位する⁸。ただし、ドイツ連邦憲法裁判所は、1974年のいわゆるSolange I決定⁹においてEU法の基本法に対する優位を認めず、EUの諸機関が制定する第2次法（規則や指令など）についての審査権限を留保した。しかし、1986年のいわゆるSolange II決定¹⁰から、連邦憲法裁判所はEU法の合憲性審査に慎重になった。EU第2次法について、連邦憲法裁判所は、第2次法が加盟国の立法者を実施についての裁量を全く与えない拘束的な規定である場合、それを国内法化した立法の合憲性を審査することはできないが、立法者に実施についての裁量の余地を与えている場合であれば、ドイツの立法について審査権が及ぶとしてきた¹¹。

ところが、連邦憲法裁判所は、「忘れられる権利－第2事件」決定において、この論点についての判例変更を行った。第1事件の場合、本人の一般的人格権と雑誌社のインターネットによる表現の自由が対立しており、EUデータ保護法ではメディア適用除外について、加盟国の立法者を実施のための裁量の余地が与えられている¹²。これに対し、第2事件における本人のグーグルに対する検索結果削除請求は、EUデータ保護法（現行EU一般データ保護規則）によって統一的に規律されている問題である。従来判例によれば、連邦憲法裁判所の審査権は、第1事件には及ぶ可能性があるものの、第2事件には及ばないため、第2事件の憲法異議は不適法となり却下されなければならない。ところが、第2事件決定において、連邦憲法裁判所は、グーグルに対する検索結果削除請求を否定した民事裁判所判決の合憲性審査において、適用においてEU法が国内法に優位するため、基本法の基本権を適用することはできないが、EU基本権を審査基準として民事裁判所判決によるEUデータ保護法の適用の合憲性を審査することができるとした。このためドイツでは、前述の通り、第2事件決定が、連邦憲法裁判所による基本権保障についての「11月革命」¹³と呼ばれることになった。第2事件決定では、基本法23条1項に規定されたドイツのEU統合に対する責任がその根拠とされた。

▶ 3 忘れられる権利－第1事件

(1) 事実の概要¹⁴

この事件では、1981年にカリブ海を航行中のアポロニア号という大型ヨットの中で発生した殺人事件とその刑事裁判について、雑誌『シュピーゲル』が1982年と1983年に報道した3つの実名記事が、関連会社である「シュピーゲル・オンライン」社（以下では、「S社」）の公式サイト内オンラン・アーカイブにずっと掲載されていることに対して、この事件で2名を殺害し、1名に重傷を負わせたため有罪判決を受けて服役した後、2002年に社会復帰した男性Tが、記事からのラストネームの削除を求めた。

S社は、1999年から公式サイトに無料で、誰でも利用できる過去記事のオンライン・アーカイブを設けた。そこには、雑誌刊行から3か月を経た多数の過去記事が掲載されている。利用者が、グーグルの検索サービスにTのフルネームを入力して検索すると、前

述した記事へのリンクが検索結果の上位に表示された。T は、2009 年、初めてこのことを知り、S 社を相手取って裁判に踏み切った。地方裁判所（以下では、「地裁」）と上級地方裁判所（以下では、「上級地裁」）は、当該記事のオンライン・アーカイブによる公表を一般的人格権に対する違法な侵害であるとして T の請求を認め、S 社に対して、T のラストネームを明らかにして彼の犯罪を報道してはならないとした。ドイツの犯罪報道では、重大事件に限って被疑者・被告人についてフルネームで報道がなされる。重大事件でない場合、原則として、被疑者・被告人のファーストネームだけは実名を用いるが、その際にラストネームは頭文字だけ報道される。そのようなことも背景にあって、下級審では、オンライン・アーカイブに記事が掲載された時点で、事件発生から約 18 年が経過しており、インターネットを通じて実名でこの殺人事件とその刑事裁判についての情報が公表されることよりも、過去の犯罪を再び話題にされないという T の利益のほうに優越するとの判断が示された。インターネット上に存在する情報の場合、忘れられる（In-Vergessenheit-Geraten）ことは不可能であり、重大な権利侵害になるという指摘もなされた。

ところが、上告審にあたる連邦通常裁判所（以下では、「連邦通常裁」）は、2012 年 11 月 13 日、下級審の判断を覆し、S 社勝訴の判決を下した¹⁵。オンライン・アーカイブに 3 つの過去記事が掲載されていることによって、T の一般的人格権は侵害されておらず、下級審の判決は、本件において対立している諸利益の衡量において、公衆の情報受領の利益と S 社の表現の自由の意義を過少評価したと判示された。なお、筆者はこの判決を詳しく紹介したことがある¹⁶。

連邦通常裁は、重大事件の場合、マス・メディアはフルネームで報道することができる」と指摘したうえで、本件の 3 つの過去記事は、報道の時点で適法であったし、1999 年からそれらをオンライン・アーカイブに掲載したことも、フルネームを入力して検索してはじめてそれらの記事を見つけ出すことができたことを考えると適法であったと判断した。というのも、本件の端緒となった殺人事件は、アポロニア号事件と呼ばれる有名な事件だったからである。それゆえ、この殺人事件についての事件当時の記事へのアクセスを、紙媒体のアーカイブを利用する人々に限定し、オンライン・アーカイブを通じたアクセスを制限することはできないとされた。記事の中で、T は悪人として扱われておらず、むしろ大型ヨットによる長期の航海中に生じた異常な緊張状態ゆえに、普段は善人だった T が友人を殺害するに至ったと分析されており、この記事を通じて、善悪の間の差は非常にわずかだということを知る公衆の利益に時事的な意義があるとされた。

T は、この連邦通常裁判決による一般的人格権の侵害について、以下のように主張して、連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てた。T は、連邦通常裁判決が、関連する諸利益の衡量において T の一般的人格権を他の諸利益よりも劣後させたことを問題視した。T はいま彼の前科を知らない人々の間で生活しており、前科のために再び公衆の批判にさらされるべきではない。誰もがグーグルで検索できるようになっている現在、T がアポロニア号事件の犯人であると特定され、社会から排除される危険はとくに大きい。確かにアポロニア号事件は重大事件であるが、そこから T の実名を知る公衆の利益を導出することはできない。T が求めているのは、ラストネームを公表しないことだけであり、完全な免責を求めているわけではない。殺人事件で有罪になったとはいえ、T には社会復帰の利益がある。連邦通常裁は、オンライン・アーカイブに実名記事をそのまま掲載することに代えて、一方では公衆の情報受領の利益を考慮しつつ、他方で、T の人格権侵害が軽減される方法は他にないかという検討をしなかった。

なお、本件の法的背景には、個人情報取扱いについて定める EU 法の諸規定が存在している。本件について連邦通常裁判決が下された時点では、いわゆる EU データ保護指令

が妥当しており、その9条にはメディア適用除外規定があった。同規定は、「加盟国は、表現の自由に適用される規定とプライバシーの権利を調整するために必要な場合にのみ、報道、芸術又は文学の目的に限って行われる個人データの処理のために」、同指令2章、4章、6章についての適用除外又は特例を規定しなければならないと定めており、加盟国はそれを国内法化していた。2018年5月25日からは、同指令に代わって、EU一般データ保護規則が妥当している。同規則17条には、「削除権（忘れられる権利）」という見出しが付けられている¹⁷。ただし、同規則85条も、加盟国にメディア適用除外について規律することを認めている¹⁸。

(2) 決定要旨

本決定は、連邦通常裁判決によるTの一般的人格権（基本法1条1項との結びつきにおける基本法2条1項）の侵害を認め、判決を破棄し、以下のような理由により、事件を連邦通常裁に差し戻した¹⁹。

1. 連邦憲法裁判所は、国内法とその適用がEU法の適用領域にあるときでも、本件のように、EU法によってすべて確定されているわけではない場合、国内法とその適用について、原則として、基本法の基本権を基準として審査する。この原則には例外もあるが、本件は例外にはあたらない。本件で、ドイツ民法823条と1004条により判断されるべき法的紛争は、EU法（具体的には、EUデータ保護法）の適用領域にある。しかし、争われている雑誌記事の公表は、EU法上、その内容形成について加盟国に実施裁量が与えられている、いわゆるメディア適用除外が妥当する。このため、本件ではすべて確定されたEU法の適用が問われてはいない。基本法の基本権保護が、この分野においてEU憲章の保護水準を満たしていないという、例外となる手がかりは明らかではない。
2. 「憲法異議の対象は、私人間における基本権保護の確保である。本件では、基本権は間接的第三者効力によって妥当する。Tの側には、言論法の一般的な保護の次元において、彼の一般的人格権があり、S社の側は表現の自由とプレスの自由（基本法5条1項）²⁰に依拠することができる」（欄外番号75）。
3. 本件で問題となるTの基本権は、一般的人格権であり、情報自己決定権ではない。
一般的人格権は、人格の自由な発展を保護しており、その言論法的次元において、個人に関連する報道及び人格の発展にとって重大な侵害のおそれのある情報の公表からの保護を提供する。この権利は、個人に関連する報道を公表すること及び公共空間における情報提供からの保護を与える。人格の発展にとっての脅威は、この場合、公表自身の形態とその内容から生じる。その保護内容は、言葉では言い尽くせない、お互いに境界線を引くような保障ではなく、具体的な保護の必要性を考慮して、事件に応じて第三者の基本権との調整によって明らかとなる。一般的人格権の保護は、その限りにおいて、柔軟に、本人の社会関連との結びつきによって相対化される。その意味で、人格権から、個人だけに委ねられた包括的な、自己の人格の描写についての処分権が生じるわけではない。けれども、人格権は、個々の人格がその個性を自己決定により発展させ、維持していくことができるための基本条件の確保を目指している。
一般的人格権の独自の出現形態である個人の情報自己決定権は、前述した保護内容とは区別されなければならない。この権利にも、私法における間接的第三者効力の手法により意義が認められる。この権利は、本人がその個性、人格又はプロフィールを確定するために、第三者が個人データを本人から奪い、それを後付けできない方法で、手段として利用することから保護する。その際、この権利の私人間における効果と、直接に国家に向けられた保護の効果は異なる。保護のための要請や侵害の正当化の負担は、私人間の場合、様々な文脈を考慮に入れて、保護の必要性に応じて、衡量によって明らかにされなければならない。自己の人格の描写の権利と同じく、情報自己決定権も、一般的または包括的な、自己データの利用についての自己決定権を根拠づけはしない。とはいえ、この権利は、様々な方法で、どのような文脈において、どのような方法で、自己のデータを他者にもアクセスさせ、利用させるかということに影響を行使する可能性を個人に与える。
4. S社の側は、表現の自由とプレスの自由により依拠することができる。雑誌社が、過去記事をアーカイブで継続的に誰でもアクセスできるようにすることもプレスの自由に含まれる。出版物の内容だけでなく、その公表の仕方も、雑誌社の重要な独自の判断に属する。これに対して、オンラ

イン・アーカイブに記事を掲載することは「放送」にはあたらない。

5. 対立する基本権を相互に衡量する際には、各保障内容を把握する必要がある。その際には、とくにインターネットのコミュニケーション条件を考慮しなければならない。

プレスと自由と人格権保護の衡量にとっては、時間の経過が常に重要であった。犯罪の時事的報道についての判例は、通常、情報受領の利益を優先させ、有罪が確定した犯人については、原則として実名報道を認めてきたが、同時に、実名報道についての正当な利益は、犯行からの時の経過に伴って低下することも明らかにしてきた。

情報技術とインターネットによる情報公表の今日の諸条件の下では、情報の時間との結びつきを考慮することは、ある新しい法的次元を獲得する。情報がかつてのように印刷メディアと放送として、公衆からみてある狭い時間の枠内でアクセス可能であって、しだいに忘れられるものであったのに対し、今日では、情報は、－いったんデジタル化され、ネットワークに発信されると－長期にわたって利用することが可能になる。情報は、その効果を公的討論における一時的な記憶のフィルターにかけられることによってだけでなく、直接に誰にとっても継続的にダウンロード可能な状態にあることによって発揮する。情報は、いつでもまったく知らない第三者によって入手されうるし、ネットワーク上での言及の対象となり、コンテキストを離れて新たな意義を獲得し、とりわけ、名前を入力することで検索エンジンによって拡散されているように、その他の情報との組み合わせによって、人格のプロフィールに集約される可能性がある。

一般的人格権の解釈と適用に際しては、人格の自由な発展にとっての特殊な脅威が高まっている限りにおいて、このことを考慮に入れる必要がある。「自由には、人格の確信と自己の振舞いを、社会におけるコミュニケーションを基盤とする第三者との交流を通じて、継続的に発展させ、変化させることも含まれる。そのためには、自己の自由を躊躇せずに行使すること、そして誤りや間違いを克服するためのチャンスがあることを可能にする法的枠組みが必要である。それゆえ、法秩序は、ある人物が、過去の地位、発言及び行動を制限なく公衆の目にさらされなければならないという状態から保護する必要がある。過去の出来事から決別することが可能になって初めて、過去が社会的に忘れられ、それによって自由における新たな出発のチャンスが個人に開かれる。忘れられる可能性は、自由の時間性 (Zeitlichkeit der Freiheit) に属する。このことは、とりわけ犯罪者の社会復帰にあてはまる」(欄外番号 105)。

「人格の発展を維持するためにこのような保護が必要であることは、学説も認めており、比喩的に、『忘却に関する権利』又は『忘れられる権利』と呼ばれている。このような保護の必要性は、欧州の2つの裁判所の判例も認めている。欧州人権裁判所は、犯罪者について、一定の時間の経過の後、社会復帰の観点から、本人が過去の犯罪に直面しないという利益を、人権上の利益であると明らかに認めている (2018年6月28日判決を参照)。同様に、欧州司法裁判所も、本人が、自己の氏名を、私生活にとってその情報がセンシティブである場合や職業上の名声にかかわる場合、特定の出来事と結びつけられないことを、EU憲章7条と8条に基づいて請求できると判断している (2014年5月13日判決, 2017年3月9日判決, 2019年9月24日判決を参照)。情報の公表に対する憲法適合的な要請の判断に時間のファクターを含めることは、欧州における基本権の発展との相互交流による発展の一部である」(欄外番号 106)。

もちろん、一般的人格権から、原則として本人だけが意のままに行使できるという意味での「忘れられる権利」は生じない。どの情報が、興味深く、驚きに値し、不快であり、又は非難すべきと記憶されるかは、本人が一方的に決められることではない。一般的人格権から、コミュニケーションの過程の枠内で交換された、過去の自己に関するすべての情報を、インターネットから削除させる権利は生じない。

他方で、表現の自由とプレスの自由の保護内容も考慮されなければならない。匿名化された報道への限定は、公衆の情報受領の可能性の重大な制限を意味するし、何について、いつ、どのくらい長期に、いかなる方法で報道するかについて自ら決定するプレスの権利を重大に制限する。オンライン・アーカイブは、情報への簡単なアクセスを可能にし、同時に、報道や同時代史のための調査にとっても重要な情報源となる。教育および民主制における公的討論にとっても、情報には重要な役割が認められる。

6. 民事裁判所は、以下のように衡量しなければならない。雑誌社は、初めに適法に公表した記事を原則としてオンライン・アーカイブにも掲載することができる。本人が雑誌社に申し出て、彼にとっての保護の必要性を詳しく説明した場合にはじめて、保護措置が必要になる。もともと適法に公表された情報に対抗するための保護にとって、時間がどのような意義を持つかは、報道の効果と対象、とくにその記事がその人物の私生活と発展可能性を全体としてどの程度に侵害するかも明らかになっている。重要であるのは、その記事が新たに獲得した文脈及び本人のその間の振舞いと並んで、情報がネットワークの具体的状況の下でどのような関連で流通されているかである。本人の負担は、ある情報がネットワークにおいて実際にどのくらい効果的に広範囲に拡

散されるか、例えば、その情報が、どの程度に検索サービスによって上位に表示されるかによっても左右される。

さらに、衡量のためには、雑誌社の側における、時間の中で変化する情報の持つ意義に対応する、可能な保護措置の方法についての区別も考慮されなければならない。

本件で、オンライン・アーカイブに掲載された過去記事に対する保護請求にとっては、個人についての記述の完全な削除と、過去記事をそのまま掲載させることの間の中間的な解決を模索する必要がある。プレスにとって、過去記事を完全に変更を加えずに記録することに利益があり、それは憲法上も極めて重要である。いったん報道された記事の削除や変更を命じることは、原則としてプレスの自由違反である。他方、その記事の中で実名を言及されている本人にとって、その過去記事にいつも直面しなければならぬとしたら、とりわけ名前による検索により、知人らに知られ、社会関係にも影響するとしたら、それは負担になる。このような場合、特別なきっかけにより、狙い定めて当時の出来事に関心をもった人たちだけに知られるなら、本人にとっての負担はよりわずかになる。それゆえ、ここでは、オンライン・アーカイブの運営者が、本人を保護するために、とくに検索サービス事業者の存在も視野にいて、ネットワーク上にある過去記事の公表のあり方を判断するという要請に応じるための手段をどの程度にもっているかを考慮する必要がある。本件において意見表明した専門家によれば、そのためにとりうる対策は様々であり、過去記事からの実名の完全な削除だけではない。

解決のためにとりうる技術的な実施可能性とそれがもたらす結果を最終的に判断するのは憲法裁判所ではなく、民事裁判所の役割である。オリジナルの記事への妨げられないアクセスを可能に維持することと、保護の必要がある場合、とりわけ、検索サービスを利用した名前による検索に対抗すべきときには、事件に応じて十分にアクセスを制限することについて、両者を調整するための努力が必要になる。「継続的に進歩している技術的發展とそれと結びついた不確実性に鑑みて、どのように、そしてどの程度にコンテンツ提供者が、検索サービス事業者との相互作用の中で、インターネットにおける公表に影響を与えることができるかについて、民事裁判所は、有効で本人が受け入れることができるような保護措置の輪郭を継続的に描いていかなければならない。受け入れ可能である限り、アクターたちに、新たな手段の発展をも義務づけることができる。その際、民事裁判所には大きな判断の余地がある」(欄外番号 142)。

7. 連邦通常裁判決は、これらの要請をすべての観点から満たしているとはいえない。確かにアポロニア号事件は実名報道が許される重大事件であった。しかし、事件発生から 30 年以上が経過しており、服役後、社会復帰した T が過去記事により受ける負担の程度、そして、それがなおどの程度まで正当化されるかについての評価が十分ではなかった。また、S 社に対して、T のラストネーム削除の申出に対応して何らかの対策を講じること（少なくとも、検索サービスを用いた名前による検索の際に、過去記事が見つけたされることに対して、そうでない検索の場合に利用者が過去記事にアクセスし、見つけ出すことを過度に妨げることなく、ある程度の保護を提供すること）を命じることができたし、そうしなけりばならなかった。

(3) 検討

① 第 1 事件決定の意義

第 1 事件決定は、S 社のオンライン・アーカイブへの過去記事の掲載に EU データ保護法上のメディア適用除外が適用されることを前提として、この事件の基本権上の争点を、T の一般的人格権と、S 社の表現の自由とプレスの自由の対立ととらえて、それをどのように衡量すべきか、その指針を明らかにした。本決定の意義は、①いわゆる「忘れられる権利」をめぐる議論について、一般的人格権の問題として基本法の解釈を示したうえで、対立する基本権の衡量の指針を示したことにある。具体的には、②マス・メディアが、オンライン・アーカイブに掲載されている過去記事の適法性を審査する義務が生じるのは、その記事で言及された本人からの保護の申出が、十分な理由づけによってなされた場合であることや、③時の経過を考慮して、本人の一般的人格権を保護するための対策の必要性や方法を検討する際、その衡量において考慮すべき諸要素を詳述するとともに、保護が必要な場合にも、削除するか否かの二者択一では不十分であり、対立する基本権の調整のためには、技術的にも経費の面からも可能な対策を考慮に入れて、中間的な解決を模索する必要があることを明らかにした。

連邦憲法裁判所は、「忘れられる権利」をめぐる議論について、一般的人格権の問題と

して以下のような基本法の解釈を示した²¹。

それによると、一般的人格権から「コミュニケーションの過程の枠内で交換された、過去の自己に関するすべての情報を、インターネットから削除させる権利」としての「忘れられる権利」は生じない。一般的人格権から「忘れられる権利」という新しい基本権を認めることはできない。ただし、S社の表現の自由と、電子版の過去記事により殺人事件の犯人として実名で報道されたTの一般的人格権を衡量する際には、前科についての報道の自由とその限界についての確立された判例²²を踏まえた上で、本件では、とりわけインターネットによるコミュニケーションの特性を考慮に入れる必要がある。第1事件決定は、インターネットによる情報流通がもたらした、人格の自由な発展のための諸条件の深部までに達する変化については、「忘れられる権利」の提唱者として知られるビクトア・マイヤー＝シェンベルガーの著書『デリートーデジタル時代の忘却の美德』²³のドイツ語版〔第3版〕を引用した。

第1事件決定によると、インターネットの出現が、人格の自由な発展にとってもたらした特殊な脅威に対抗するためには、「法秩序は、ある人物が、過去の地位、発言及び行動を制限なく公衆の目にさらされなければならないという状態からその人物を保護する必要がある。過去の出来事から決別することが可能になって初めて、過去が社会的に忘れられ、それによって自由における新たな出発のチャンスが個人に開かれる。忘れられる可能性は、自由の時間性に属する。このことは、とりわけ犯罪者の社会復帰にあてはまる」。こうした保護の必要性は、欧州人権裁判所と欧州司法裁判所によっても認められているとして、関連する判例も参照されている²⁴。

なお、グーグルに対する検索結果削除請求についての第2事件決定は、ここで示された基本法の解釈を引用するにとどめており、第1事件決定によって補われている。

第1事件決定によれば、オンライン・アーカイブに掲載された過去記事によるある人物の一般的人格権の侵害についてマス・メディアが審査する義務は、その人物から保護措置についての申出が「十分な理由づけによって」なされたときに生じる。マス・メディアには、オンライン・アーカイブ上のすべての記事の適法性を定期的に審査する義務はない²⁵。

そして、具体的にどのような保護措置を講じるかを検討する際には、その過去記事のもつ公衆にとっての情報価値との関係で、時の経過に配慮して、過去記事がインターネット上に存在することによって生じる本人にとっての負担、具体的には私生活への影響や、前科が問題になっている場合は、本人の社会復帰の利益にとっての影響などを視野に入れた衡量が求められる。過去の出来事について、本人が、なお世間の関心を集めようとしているか、それとも忘れられたいと思っているように振舞っているか否かも考慮されなければならない²⁶。

さらに、オンライン・アーカイブに掲載された過去記事について、何らかの保護措置が必要な場合も、削除するか否かの二者択一では不十分であり、対立する基本権の調整のためには、技術的にも経費の面からも可能な対策を考慮に入れて、中間的な解決を模索する必要があることも明らかにされた²⁷。このため、それを考慮しなかった連邦通常裁判決は破棄され、事件は差戻しとなった。今後、S社が、グーグルによる検索可能性を視野に入れて、Tについての3つの記事にどのような保護措置を講じるべきかについては連邦通常裁判が判断しなければならない。このため、Tが問題視しているオンライン・アーカイブ上の記事は、現在もそのまま掲載されており、事件を差し戻された連邦通常裁判が、どのような判決を下すかに注目が集まっている。

② 欧州人権判例との関係

ドイツでは2009年以降、連邦通常裁判がいくつかの事件において、マス・メディアのオ

ンライン・アーカイブに掲載された記事について、時の経過を理由とする実名削除請求を退けた。そこで、それらの事件が連邦憲法裁判所や欧州人権裁判所で争われることになった。

このうち、1990年に発生した有名俳優の殺人事件の2人の犯人の場合、社会復帰後、フルネームによる過去の報道がマス・メディアによってインターネットで公開されていることを争ったが、連邦通常裁はその削除請求を退けた。連邦憲法裁判所も憲法異議を却下した。そこで、犯人らは、欧州人権裁判所でドイツを相手取り、マス・メディアに対する3つの事件の裁判で敗訴したことが欧州人権条約8条の私生活の尊重についての権利違反だと争った。欧州人権裁判所は、2018年6月28日、ドイツにおける3つの裁判におけるマス・メディアの表現の自由（同条約10条）と犯人らの私生活の尊重の権利の間の衡量について、ドイツには評価の余地があるとし、犯人らが3つの裁判で敗訴したことが欧州人権条約8条の侵害にはあたらないという判決を下した²⁸。

欧州人権裁判所は、問題とされている記事のインターネットによる公表とそれによる犯人の権利侵害は、マス・メディアの判断によるものであるが、検索サービス事業者の存在により人格権侵害は強まっているとした。しかし、同時に、公衆には、事件についての時事的な報道だけでなく、過去の事件について調査するという利益があり、民主的社会において、誰でもアクセス可能なアーカイブに記事を掲載することも、マス・メディアの役割であるとされた。そして、報道された本人からの申出により、アーカイブに掲載された記事の適法性の審査をマス・メディアに義務づけることは、表現の自由に萎縮効果を及ぼすと考えられた²⁹。記事の匿名化は、記事の削除ほどは表現の自由を侵害しないとはいえ、ある事件についてどのように詳細に報道するかは、欧州人権条約10条によって、職業倫理の範囲内で記者の自由な判断に委ねられており、重大事件をフルネームで報道することにも意義がある。時の経過にかかわらず、有名俳優の殺人事件についての記事をインターネットによって閲覧できることは、公共的な関心事についての討論に奉仕する、と欧州人権裁判所は判断した。

連邦憲法裁判所の第1事件決定も、この欧州人権裁判所判決を数か所で引用している。そして、なぜ2つの事件の結論が異なるのかも説明している。それによると、第1事件の場合、犯人Tは17年間の服役の後、社会復帰を果たして自分からこの犯行を公衆の目に触れさせるようなことをしていない。ところが、有名俳優殺人事件の犯人らの場合、冤罪だとして再審を求め、裁判だけでなくあらゆる手段を用いてキャンペーンを行った。前述の通り、過去の出来事について、本人が世間の関心を集めようとしているか、それとも忘れられたいと思っているように振舞っているかという考慮要素において、本件のTと、有名俳優殺人事件の犯人らには、決定的な違いがあると連邦憲法裁判所は考えた。また、欧州人権裁判所が、ドイツに評価の余地³⁰を認めたことも第1事件決定は指摘している。

オンライン・アーカイブに掲載された記事の適法性の審査について、欧州人権裁判所は、本人からの単なる申出に応じる義務はないとしているのに対し、連邦憲法裁判所は、本人からの申出に十分な理由づけがある場合は、適法性を審査する義務があるとしている。両者は一見すると異なることを言うように見えるものの、本人から保護措置の申出があったというだけでは不十分であり、十分な理由づけが必要だという連邦憲法裁判所の考え方は、欧州人権裁判所の判示とは矛盾していないと考えられる。

▶ 4 忘れられる権利—第2事件

(1) 事実の概要³¹

第2事件の発端は、2010年1月21日に放送された公共放送「北ドイツ放送」（以下で

は、「NDR」の「パノラマ」という時事解説番組である。この日の番組の中で、「解雇通知：経営者の卑怯なトリック」というタイトルの下、経営者が従業員を卑怯なやり方で解雇しているという問題が取り上げられた。ドイツでは産業別労働組合制度の下で、企業別の労使交渉を可能にするため、経営者と従業員が業務上の事項について共同に決定する制度があり、従業員の代表である事業所委員会（Betriebsrat）³²に共同決定権が与えられている。ところが、近年、経営者の側が、労働者の地位を事業所委員会によって強く主張する従業員を「事業所委員会病にかかっている」（betriebsratverseucht）と呼んで、ある種の嫌がらせをすることでそのような従業員を解雇に追い込んでいるということが明らかになり、この言葉が、2009年の「今年の不快語」（Unwort des Jahres）³³に選出されたほどだった。そのような状況で放送されたこの番組の中でこのテーマを扱った部分（全部で7分30秒）では、その終わり頃に、ある会社を解雇された男性の例が紹介された。当時、この会社の経営者だった女性Bは、この番組のため当該男性の解雇について実名でインタビューを受けた。Bは、この番組の司会者の発言の中で、事業所委員会の設置計画に関連してこの男性を公正に扱わなかったとして非難された。

NDRは、この番組の動画及び番組音声の文字起こしのデータを、「経営者の卑怯なトリック」というタイトルの下、公式サイトで公表した³⁴。グーグルの検索サービスにより、Bのフルネームを入力して検索すると、検索結果の上位に、番組音声の文字起こしのPDFファイルのデータ（以下では、「番組データ」）へのリンクが表示された。Bはグーグルに検索結果表示からこのリンクを削除するよう求めたが、グーグルが拒否したためグーグルを提訴した。Bの検索結果削除請求は、2016年4月22日の地裁判決によって認められた。この判決は、基本法1条1項と2条1項との結びつきにおける民法823条、1004条に基づいて、グーグルに対し、フルネームによる検索結果表示からこのリンクを削除することや、適切な措置により、このリンクが削除後にあらためて表示されないようにすることを命じた。

ところが、2016年12月29日のツェレ上級地裁判決は、Bの検索結果削除請求を認めなかった。Bは、当時妥当していた連邦データ保護法35条2項2文やEUデータ保護指令12条b³⁵からも、民法823条、1004条からも、グーグルにリンクの削除を請求することはできないと判断された。同判決はその理由を次のように明らかにした。

グーグルが当該リンクを保存することは許される。なぜなら、当該番組データは、NDRの誰でもアクセス可能なアーカイブに掲載されており、Bの利益が明らかにそれに対して優越するとはいえないからである。検索サービス事業者の検索結果の表示は報道ではないため、プレスや表現の自由を自身で主張することはできず、それゆえ連邦データ保護法のメディア適用除外を主張することもできない。しかし、検索サービス事業者が、適法に公表された活字メディアの記事のリンクを表示する場合、対立する利益の衡量に際して、検索サービス事業者の職業の自由やインターネット利用者の情報受領の自由と並んで、当該記事に責任を持つ者のプレスや表現の自由も考慮されなければならない。Bの側では、一般的人格権の侵害の可能性が考慮されなければならないが、本件では、Bの利益の明らかな優越は認められないし、中傷はまったく問題にならない。Bが脅かされているのは、私的領域ではなく、経営者としての社会的領域だけである。Bは経営者としてインタビューを受けた。Bの名前を入力して問題のリンクが表示されても、それはBの私的領域にかかわることではない。Bは当該番組データによって私生活が侵害されると主張しているが、それは社会的領域への侵害の間接的な影響である。「卑怯な」という言葉は、Bの人格ではなく、経営上のトリックのことを指している。さらに、Bは、インタビューとその公表を承諾していた。グーグルの検索結果に表示されるリンク先にある番組データは、解雇からの保護の有効性という公共性のあるテーマであり、NDRのプ

レスの自由と表現の自由にかかわるものであり、だからこそ、とくにインターネット利用者の情報受領の自由にも関連している。当該テレビ番組が取り上げた問題について、情報を得る公衆の利益はより長く、継続的に存在している。過去の出来事について調べることができるということも公衆にとっての利益となる。メディアは、表現の自由を行使することで公衆に情報を提供し、民主的な意思形成に協力するという役割を担っている。それは、過去の報道を、それに興味を持つ者のために利用できるようにすることによっても果たされる。本件は、欧州司法裁判所のグーグル・スペイン事件についての判断とは事案が異なっている。Bは、自ら公衆の前で発言した。テレビ番組が取り上げたテーマには、いまでも公共性がある。検索結果としてリンクが表示されることでBが脅かされているのは、その私生活ではなく、経営者としての活動であり、番組の放送からまだ7年しか経過していない。

そこでBは、この上級地裁判決による一般的人格権と情報自己決定権の侵害について、以下のように主張して、連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てた。

検索結果表示には、「経営者の卑怯なトリック」というタイトルが含まれているが、Bは、従業員に対して「卑怯なトリック」を決して用いたことはない。この番組は解雇された従業員の虚偽の事実主張に基づいている。検索結果の表示によってリンク先の番組データを目にされると、Bは極めてネガティブなイメージをもたれる。それは、私人としてのBを中傷することになる。上級地裁判決による基本権侵害は正当化されない。この判決は、グーグルとインターネット利用者の利益を優先させたが、それは間違っている。グーグルの検索結果に、番組データのリンクが表示されることにより、Bは、仕事の上でも私人としても、卑怯な人間であるとの烙印を押されるおそれがある。Bは、インタビューの内容を放送することに同意したが、その番組データに「経営者の卑怯なトリック」というタイトルが付けられることや、それがグーグルでBの名前を入力して検索した結果表示の上位に表示されることに同意したわけではない。

Bの名前を入力するインターネット利用者は、私人としてのBに興味をもっているにすぎない。もし、労働法上のテーマやBについての仕事に関する情報に興味をもっているのなら、Bの名前だけでなく、Bが経営する会社の名前も入力するであろう。また、この番組データの内容は、放送から上級地裁判決までに7年以上が経過しており、もはや時事的な争点ではなくなっている。欧州人権裁判所の判例でも、たとえ客観的に正確なデータであっても、それが時の経過と個々の事件の状況に照らしてもはや重要ではない場合、その公表は違法になることが示されている。また、欧州司法裁判所も、本人の一般的人格権は、原則としてインターネット利用者の利益に優越し、この原則は、特別な事情においてのみ妥当しないと判断した。上級地裁は、これらのことを理解していない。

なお、本件の法的背景には、個人情報取扱いについて定めるEU法の諸規定が存在している。憲法異議で争われている上級地裁判決が下された時点では、いわゆるEUデータ保護指令が妥当しており、2018年5月25日からは、同指令に代わって、EU一般データ保護規則が妥当している。同規則17条には、「削除権（忘れられる権利）」という見出しが付けられている。

(2) 決定要旨

本決定は、上級地裁判決によるBの基本権侵害はなかったとして、以下のような理由により、憲法異議の申立てを棄却した³⁶。

1. 基本法の基本権が、適用におけるEU法の優位によって排除される限りにおいて、連邦憲法裁判所は、ドイツにおけるその適用を、EU基本権を基準として審査する。連邦憲法裁判所は、そ

れにより基本法 23 条 1 項の統合責任を果たす。EU 法上の完全に統一された規律の場合、適用における EU 法の優位の原則に従って、通常、基本法の基本権ではなく、EU 基本権だけが基準となる。適用の優位はとりわけ、適用されるべき EU 基本権による基本権保護が十分に効果的であるという留保に服している。

B のグーグルに対する削除請求は、連邦データ保護法 29 条と 35 条に基づいており、これらの規定は EU データ保護指令の実施であった。実体的保護水準を完全に統一しているこの指令の規定とそれを国内で実施するための規定は、EU 憲章の観点から解釈されなければならない。

2. EU 基本権も、基本法の基本権と同じく、国家と個人の関係における保護だけでなく、私法上の紛争における保護を保障している。「ドイツ法の『間接的第三者効力』説は、EU 法の解釈では基礎とされていない。しかし、結果において、EU 基本権は、私人間にも類似の効力を及ぼす。EU 憲章の基本権は、事件に応じて私法にも影響を及ぼす」(欄外番号 97)。

B の側には、EU 憲章 7 条の私生活・家庭生活の尊重についての基本権と 8 条の個人情報保護についての基本権がある。欧州人権条約は、8 条で同様の欧州人権を保障している。EU 憲章 7 条と 8 条の保障は、密接に相互に関連している。個人に関連するデータの処理が問題になる限りにおいて、これら 2 つの基本権は、統一的な保護の保障を形成している。EU 憲章 7 条と 8 条は、個人に関連するデータの処理から保護し、「私生活の尊重」を求め、それによって、第三者によるデータ処理に対する自己決定的な人格の発展を保護している。

これに対し、グーグル側には EU 憲章 16 条の企業活動の自由があるが、検索結果の表示について、同憲章 11 条の表現の自由を主張することはできない。提供される検索サービス及びそのために用いられている検索結果を表示するための手段は、内容的に中立ではなく、利用者の意見形成に大きな影響を行使することができる。「しかし、このサービスは、特定の意見の公表を目的とはしていない。検索サービス事業者も自らそのように考えている。検索サービス事業者は、利用者の潜在的な関心を、特定の意見と無関係に、可能な限り広範に満たすことと、それにより企業としての経済的な利益においてサービスを可能な限り魅力的に提供することを目指している。同様の考えから、欧州司法裁判所も、検索サービス事業者へのメディア適用除外の適用を認めなかった」(欄外番号 105)。

ただし、本件の法的紛争に直接に関係する第三者の基本権として、利用者の情報受領の利益と並んで、とりわけ NDR の表現の自由も衡量の中で調整されなければならない。なぜなら、本件では、第三者、すなわち NDR によってインターネット上に掲載された番組データの公表を検索サービス事業者に禁止することができるかということが問題になっているからである。このような禁止は、同時に、第三者の表現の自由に対する独自の制限となりうる。NDR はそれによって、部分的とはいえ、番組データを公表するひとつの重要なメディアを奪われる。これは、検索サービス事業者に対する命令の単なる反射ではない。むしろ、検索結果削除を認める判断は、直接に、表現行為及び表現の自由の行使に結びついている。なぜなら、本件では、その内容のゆえにインターネットによる番組データの公表を制限することが目標とされているからである。

3. 基本法の基本権保障の場合と同じく、連邦憲法裁判所は、民事裁判所が通常法律(本件では EU データ保護指令とそれを国内法化した連邦データ保護法)を正しく適用したか否かではなく、判決を下すにあたって、EU 基本権を十分に考慮したか、衡量において関連する EU 基本権の対立を適切に調整したか否かだけを審査する。
4. その際、審査の基礎となるのは、検索サービス事業者が提供するサービスである。検索サービス事業者が、適法に行動したかという問題は、たとえ両者が相互に影響しあっている、第三者による番組データの公表が、適法であったかという問題と同一ではない。それゆえ、検索サービス事業者のサービスにかかわるいくつかの基本権についての独自の衡量が必要になる。検索サービス事業者に対して対抗措置をとることは、コンテンツ提供者である第三者に対して対抗措置をとることの補足ではない。
5. 連邦憲法裁判所の判例によれば、衡量において、検索サービス事業者の経済的利益だけの重要性はなるほど、本人の保護請求権を制限するためには十分に大きなものではない。もちろん、公衆の情報受領の利益と、とりわけ本件に関連する第三者の基本権にはより大きな重要性がある。ここでは、基本権享有が認められる NDR の表現の自由が、直接本件にかかわる基本権として衡量に関連づけられなければならない。それゆえ、一欧州司法裁判所のいくつかの判決の場合とは異なり、本件では人格権保護の優越の推定は働かない。むしろ、本件で対立している基本権を、対等の権利として相互に衡量する必要がある。なぜなら、個人はメディアに対して、一方的に、公共的なコミュニケーションの枠組みにおいて、その個人についてどのような情報が公表されるかを決定することはできないし、個人はそのような決定権を検索サービス事業者に対してもっていないからである。
6. 本人が、本件のように、名前に関連する検索の可能性そのものではなく、個々の不都合な情報

についてその効果に対抗しようとする場合、本人の基本権制限の重大さにとって、その公表の効果が決定的な意味をもつ。本件では、放送時の文脈における番組データの評価では不十分である。むしろ、検索サービスにより情報に簡単かつ継続的にアクセスすることができるということも考慮されなければならない。その際、現行法で EU 一般データ保護規則 17 条にも「忘れられる権利」という考え方が規定されているように、とりわけ最初の公表と事後的な検索結果表示の間にある時間の経過がもつ意義への配慮も必要である（欧州司法裁判所の判例を参照。「忘れられる権利」についての基本法の解釈は、第 1 事件決定の欄外番号 105、106 を参照）。

7. 以上のような判断基準によれば、争われている民事裁判所判決は、結果において問題がない。上級地裁は、NDR の表現の自由とインターネット利用者の情報にアクセスする利益を正当にも結びつけて、検索サービス事業者の企業活動の自由を、B の人格権保護との関係で衡量した。上級地裁の行った衡量は、民事裁判所による価値判断の枠内にとどまっている。

ただし、本件で B がその社会的領域だけを侵害されていると評価するならそれは不十分である。名前での検索による情報の見つけ出しやすさと情報収集は、今日では、私的領域と社会的領域をもはや区別できないようにしている。上級地裁は、そういう B の主張に対して、番組データが、解雇からの保護の実際の有効性についてである場合、それが公衆の関心事であることを説得的に説明している。この番組データは、B の私生活だけでなく、B の社会に影響を与える振舞いと B が経営している企業の振舞いに関わっており、たとえ時の経過によって公衆の情報受領の利益が低下しているとしても、いまなおその振舞いが継続していることによってその公表は正当化される。このため、B は、私的な振舞いについて取り上げた番組の場合よりもかなりの程度まで、たとえ私的な交流においてさえ、自己にとって負担となる番組データの影響を受け入れなければならない。番組のテーマを評価するための基準は、出演者に対する影響ではないが、それでも私的領域と社会的領域の区別には今日でも意味がある。

上級地裁は、補足的に、B がインタビューについて同意を与えていたことにも依拠することができた。争われている判決は、正当にも、番組データとそれを表示するリンクを名誉毀損であると判断しなかった。なぜなら、それらは根拠のない B に対する単なる中傷ではなかったからである。

「上級地裁は、時間のファクターも衡量において調整し、実名を表示して番組データがその後も公表されていることが、この間に経過した時間に照らしてなお正当化されるか否かを審査した。時間の経過は、公衆の関心の重大さと基本権制限の重大さを変化させる可能性がある（第 1 事件決定の欄外番号 120 以下参照）。同裁判所は、一方では、テーマに公衆の継続的な関心があることを考慮した」（欄外番号 131-132）。「しかし、他方で、同裁判所は、時の経過により、検索サービス事業者による本件番組データのような実名を表示しての公表は、受け入れ可能な限度を超えて、不適法になることも否定しなかった。むしろ、ある人物の振舞いについての批判的な番組の公表が、本人に負担を与える効果は、時の経過により、とくにその番組が長年にわたって名前の入力による検索により上位に表示される場合は、強くなり、しだいに正当化できなくなっていくことを明らかにした。そのことによって、上級地裁は、本人にとって負担となる情報が忘れられる機会が、自由な人格の発展にとってもっている根本的な意義を原則において考慮した」（欄外番号 133）。

「同裁判所は、本件の場合、検索結果削除請求権は、現時点ではまだ認められないと考えた。この判断にとって重要なのは、B が、公衆の継続的な関心のあるテーマについてのインタビューによって、自ら公衆の目にふれたこと、B がその後も経営者であること、そして 7 年という時間が、テーマの継続する時事性からみて過度に長期ではないということである。この判断は、EU 憲章の基本権保障を十分に考慮しており、そこには本件に関連する EU 基本権の意義と射程についての原則として不正確な見解は認められず、通常法上正当なものとして、連邦憲法裁判所によっても問題視されない」（欄外番号 134）。

8. 本件について欧州司法裁判所に先決裁定を求める必要はない。本件における EU 基本権の適用は、欧州司法裁判所の判例により、そして欧州人権裁判所の判例を補足的に考慮しても、十分に明らかにされているためさらなる解釈問題は生じない。

(3) 検討

第 2 事件決定の最大の意義は、連邦憲法裁判所が、ドイツにおける EU 法の適用の合憲性を、EU 基本権を基準として審査することを明らかにした判例変更である。その上で、連邦憲法裁判所は、EU 個人データ保護法上のメディア適用除外が認められた第 1 次事件と異なり、第 2 事件では、民事裁判所が EU 個人データ保護法とそれを国内法化した連邦

データ保護法の解釈と適用において、EU 基本権の対立を適切に調整したか否かを審査し、対立する基本権の衡量の指針を示し、事案を踏まえた具体的衡量を行った。

衡量の指針において注目されるのは、まず、検索結果削除を求めた B の EU 基本権による保護を、EU 憲章 7 条と 8 条による個人に関連するデータ処理からの統一的な、人格の発展の保護（人格権保護）ととらえている点である。そのうえで、それに対抗する EU 基本権として、検索サービス事業者の経済活動の自由及び利用者の情報受領の利益に加えて、本件で削除請求の目標とされた番組データが掲載されている番組アーカイブを運営する NDR の表現の自由も、衡量で調整されなければならないとされた。ただし、検索サービス事業者の表現の自由は認められなかった。なるほど、提供される検索サービスは、内容的に中立ではなく、利用者の意見形成に大きな影響を行使することができるが、「このサービスは、特定の意見の公表を目的とはしていない」³⁷ からである。

興味深いのは、第 2 事件決定が、B の請求に応じて検索結果の表示から NDR の番組アーカイブに掲載された番組データのリンクを削除することが、第三者である NDR の表現の自由に対する独自の制限となるとしたことである³⁸。このように考えた帰結として、第 2 事件決定は、グーグル・スペイン事件をはじめとする検索結果削除についての欧州司法裁判所判例とは異なり、対抗する基本権との関係における B の人格権保護の優越の推定³⁹を否定し、本件では対立する基本権を等価的に衡量する必要があるとした⁴⁰。そして、その衡量の際に、NDR が取り上げた従業員解雇の手法を批判する本件番組について、放送時からこれまでに経過した時間を視野に入れて、誰でも番組アーカイブに掲載された番組データにアクセスすることができるということも考慮要素となることが示された。なお、第 2 事件決定は、私的領域と社会的領域の区別に意味があるものの、上級地裁が本件で B が脅かされているのは経営者としての社会的領域だけだと判断したことは不十分だとも指摘した。第 2 事件決定は、検索サービスによる情報収集により、私的領域と社会的領域の区別が困難になっていることをその理由としている。

第 2 事件決定により、検索結果削除請求について検索サービス事業者が関係者間の基本権の対立を衡量する指針や具体的な考慮要素が明らかにされたとはいえ、個々の事案における判断は、検索サービス事業者だけでなく、民事裁判所にとっても決して簡単なことではないと指摘されている⁴¹。

第 2 事件決定⁴²は、欧州司法裁判所のグーグル・スペイン事件の先決裁定は、新聞に掲載された競売手続についての行政による公示へのリンクを検索結果の表示から削除することが求められており、そのような特殊な状況では、人格権保護が他の基本権に優越するとしても、NDR の表現の自由も考慮要素となる本件はそれとは事案が異なり、対立する基本権はどちらかが他方に優越するような関係ではないとした。第 2 事件決定は、そのことは欧州司法裁判所の判例でも、欧州人権裁判所の判例でも認められていると述べている。しかし、学説には、欧州司法裁判所のグーグル・スペイン事件をはじめとする関連判例において、第 2 事件決定が行ったような事案の区別や、それゆえに本件のような場合、衡量において NDR の表現の自由も考慮して、等価的衡量を行う必要があるという考え方は示されておらず、だからこそ事件を欧州司法裁判所に付託して先決裁定を求めるべきだったのではないかという指摘もなされている⁴³。欧州司法裁判所のグーグル・スペイン事件の先決裁定については、アメリカでは批判が強く、この先決裁定が個人情報保護を重視する欧州的な立場と表現の自由を重視するアメリカ的な立場との緊張関係を顕在化させたと指摘されているが⁴⁴、第 2 事件決定は、そのような緊張関係が、欧州司法裁判所とドイツ連邦憲法裁判所の間にもあることを明らかにした。

この他、第 2 事件決定が今後に与える影響として、経営者や有名人が、マス・メディアからのインタビュー依頼を受けることに慎重になるだろうとみられている⁴⁵。なぜなら、

第2事件決定は、データ保護法において重視されているデータ処理の目的という観点では、番組データの公表が適法とされる期間を決めるための適切な基準ではないとし、番組データの公表は、マス・メディアの表現の自由と、そこから生じる、コミュニケーションの目的を自ら定め、変更し又はさらなるコミュニケーションを視野に入れて未決定にしておく権利に根拠していると判示したからである。

▶ 5 結びにかえて

連邦憲法裁判所は、本稿が取り上げた2つの決定の中で「忘れられる権利」を独自の基本権としては認めなかった。しかし、マス・メディアの報道により、その報道で名指しされた人の一般的人格権が脅かされ、報道された時点では報道の公共性や時事性ゆえに適法であったとしても、それがインターネット上のアーカイブに掲載され続け、誰でも無料で簡単にアクセス可能な状態にあることを、本人が問題視して裁判で争った場合、マス・メディア又は検索サービス事業者が、どのように時の経過を配慮すべきかについての指針を示した。連邦憲法裁判所は、2つの事件について口頭弁論を開かなかったものの、各事件に関係する企業や組織など諸団体が連邦憲法裁判所に意見を提出した⁴⁶。それらも考慮した上で連邦憲法裁判所によって示された衡量の指針や、事案を踏まえてなされた具体的衡量には説得力がある。

連邦憲法裁判所によれば、インターネットの出現が、人格の自由な発展にとってもたらした特殊な脅威に対抗するためには、「法秩序は、ある人物が、過去の地位、発言及び行動を制限なく公衆の目にさらされなければならないという状態から、その人物を保護する必要がある。過去の出来事から決別することが可能になって初めて、過去が社会的に忘れられ、それによって自由における新たな出発のチャンスが個人に開かれる。忘れられる可能性は、自由の時間性に属する。このことは、とりわけ犯罪者の社会復帰にあてはまる」⁴⁷。

第1事件のように、マス・メディアのオンライン・アーカイブに掲載された過去記事にある実名表記について、その本人の人格権保護との調整の必要性をマス・メディアが審査する義務がドイツ民法から生じるのは、本人から保護措置についての申出が「十分な理由づけによって」なされたときである。マス・メディアには、自社のオンライン・アーカイブ上のすべての記事の適法性を定期的に審査する義務はない。マス・メディアが、具体的にどのような保護措置を講じるかを検討する際には、その過去記事のもつ公衆にとっての情報価値との関係で、時の経過に配慮して、過去記事がインターネット上に存在することによって生じる本人にとっての負担、具体的には私生活への影響や、前科が問題になっている場合は、本人の社会復帰の利益にとっての影響などを視野に入れた衡量が求められる。過去の出来事について、本人が、なお世間の関心を集めようとしているか、それとも忘れられたいと思っているように振舞っているかも考慮されなければならない。その結果、もし何らかの保護措置が必要と判断された場合でも、削除するか否かの二者択一では不十分であり、対立する基本権の調整のため、技術的にも経費の面からも可能な対策を考慮に入れて、中間的な解決を模索する必要がある。

第2事件決定では、EUデータ保護法とそれを実施するドイツ国内法に基づいて、本人が検索サービス事業者に、マス・メディアのオンライン・アーカイブが提供している過去記事データへのリンク表示について、検索結果からの削除を求めた場合には、一方ではEU基本権による本人の人格権保護を、他方では検索サービス事業者の経済活動の自由、利用者の情報受領の自由に加えて、そのオンライン・アーカイブを運営しているマス・メディアの表現の自由も考慮に入れて、対立する基本権の衡量を行わなければならないとい

う考え方が示された。そのような場合、欧州司法裁判所の検索結果削除請求についての判例とは異なり、本人の人格権保護が原則として対立する権利利益に優越するのではなく、対立する権利利益は事案に応じて等価的に衡量されなければならない、とされた。

日本の最高裁も、グーグルに対する検索結果削除請求についての2017年1月31日決定⁴⁸において、検索結果に表示されるURL、タイトルとスニペットだけでなく、URLの先にある、請求者本人のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトにある記事の目的や意義、その記事が掲載された時の社会的状況とその後の変化、記事において当該事実を記載する必要性なども衡量の際の考慮要素になるとした。この最高裁決定は、ウェブサイト上に記事を公表したマス・メディアの表現の自由に言及してはいないものの、連邦憲法裁判所の第2事件決定と類似する考え方に依拠していたといえるだろう。

連邦憲法裁判所は、第1事件決定では、争点の共通する事件における欧州人権裁判所の判例を参照しているが、衡量の際の考慮要素のひとつである本人の振舞い（忘れられたいと思っているように振舞っているか否か）に大きな違いがあることを指摘して、欧州人権裁判所とは異なる結論を導いた。これに対し、第2事件決定の場合には、欧州司法裁判所の判例を参照しているが、実名表記を理由に本人から検索結果削除を請求されたリンクの先に掲載されている情報が、マス・メディアの報道であるか否かという点に事案の相違があるとして、欧州司法裁判所の判例とは異なり、対立する基本権の等価的衡量が必要になるとした。

連邦憲法裁判所の今回の2つの決定は、欧州における多層的な基本権保障の枠組みの中で、欧州人権裁判所及び欧州司法裁判所による基本権の発展との対話の中から導かれたものである⁴⁹。2004年、欧州人権裁判所に申し立てられた2つの事件でドイツが敗訴したことをきっかけに、連邦憲法裁判所と欧州人権裁判所の間に緊張関係が生じたが、お互いが歩み寄ることで当時の緊張関係はすでに解消されたとみられている⁵⁰。これに対し、連邦憲法裁判所と欧州司法裁判所の間では、近年、ときに緊張が高まることがある。ただし、EU法研究者の中西優美子によれば、連邦憲法裁判所と欧州司法裁判所は、基本権保障の文脈においては、憲法裁判所がEU法の不備を補完し、それを欧州司法裁判所が認めることで建設的な対話を行っており、また、裁判管轄権の範囲をめぐる対立においては、お互いに対話を通じて牽制しあう中で妥協点（折り合い）を見つけたしてきた⁵¹。

連邦憲法裁判所裁判官は、それぞれ担当する専門分野が決められており、個人データ保護や表現の自由の分野の憲法裁判については、フライブルク大学法学部教授でもあるヨハネス・マージング裁判官が主導権を握っている。本稿で取り上げた2つの決定は、EU加盟国における個人データ保護の問題をEU規則で規律することにかねてより懸念を表明してきたマージング裁判官⁵²が、2020年春の任期満了⁵³による退官を視野に入れて、欧州司法裁判所にむかって投げたきわどい牽制球という面がある⁵⁴。欧州司法裁判所が、連邦憲法裁判所の今回の2つの決定を細部も含めて認めるか否かは、「欧州司法裁判所が、基本権解釈についての対話において、加盟国側により広い行動の余地を認める用意があるか否かにかかっている」と指摘されている⁵⁵。今回の2つの決定を契機とする、欧州司法裁判所判例のさらなる展開や学説における議論の進展を今後も注視する必要がある。

●注

1. 「忘れられる権利」については、日本でも多くの業績が蓄積されつつある。国際的動向や日本の判例についてはさしあたり、宇賀克也『個人情報保護と利用』（有斐閣、2019年）143頁以下、奥田喜道『ネット社会と忘れられる権利』（現代人文社、2015年）、成原慧『「忘れられる権利」をめぐる日米欧の議論状況』行政&情報システム2015年12月号54頁以下参照。
2. 「忘れられる権利－第1事件」（BVerfG, 06.11.2019 - 1 BvR 16/13, NJW 2020 300）、「忘れられる権利－第2事

- 件」(BVerfG, 06.11.2019 - 1 BvR 276/17, NJW 2020, 314)。判例評釈として *Jurgen Kühling*, Das Recht auf Vergessenwerden vor dem BVerfG – November(r)evolution für die Grundrechtsarchitektur im Mehrebenensystem, NJW 2020, 275 ff.; *Jan Martin Hoffmann*, Unionsgrundrechte als verfassungsrechtlicher Prüfmaßstab, NVwZ 2020, 33 ff.; *Karl-Nikolaus Peifer*, Das Recht auf Vergessenwerden – ein neuer Klassiker vom Karlsruher Schlossplatz, GRUR 2020, 34 ff.
3. 忘れられる権利についてのドイツ文献として, *Carina Becker*, Das Recht auf Vergessenwerden, 2019; *Jens Milker*, Die Umsetzung des „Rechts auf Vergessenwerden“ im deutschen Recht - Der Datenschutz als Taktgeber für das Äußerungsrecht, 2019; *Martin Diesterhöft*, Das Recht auf medialen Neubeginn, 2014 などがある。ドイツの議論について, 奥田・前掲注 1) 154 頁以下〔實原隆志〕, トーベン・クリーゲスマン(笠原毅彦訳)「ドイツ法における『忘れられる権利』およびアクセスプロバイダの責任」情報ネットワーク・ローレビュー 16 卷(2018 年)153 頁以下も参照。
 4. この事件について, 宇賀・前掲注 1) 148 頁以下, 石井夏生利『EU データ保護法』(勁草書房, 2020 年)72 頁以下, 宮下紘『EU 一般データ保護規則』(勁草書房, 2018 年)99 頁以下, 堀部政男編著『情報通信法制の論点分析』(別冊 NBL)(商事法務, 2015 年)181 頁以下〔山口いつ子〕参照。
 5. EU 基本権憲章について, 中西優美子『EU 法』(新世社, 2012 年)42 頁以下参照。
 6. *Kühling*, a.a.O. (Anm. 2), 257.
 7. EU データ保護法制について, 石井・前掲注 4), 小向太郎ほか『概説 GDPR』(NTT 出版, 2019 年), 宮下・前掲注 4) 参照。
 8. 中西・前掲注 5) 226 頁以下, 庄司克宏『はじめての EU 法』(有斐閣, 2015 年)49 頁以下参照。
 9. BVerfGE 37, 271.
 10. BVerfGE 73, 339. 奥山亜喜子「欧州共同体の派生法に対する連邦憲法裁判所の裁判権」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例〔第 2 版〕』(信山社, 2003 年)426 頁以下参照。
 11. 兼平麻渚生「EU 法の国内実施法律に関する連邦憲法裁判所への移送と欧州司法裁判所への付託」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例 IV』(信山社, 2018 年)286 頁以下の BVerfGE 129, 186 についての解説, 中西優美子「Solange II 決定と指令の国内実施法律―排出量取引事件」同書 271 頁以下の BVerfGE 118, 79 についての解説参照。
 12. EU 一般データ保護規則 85 条のメディア適用除外規定と, ドイツにおけるその実施について, 鈴木秀美「EU 一般データ保護規則とドイツのメディア適用除外」メディア・コミュニケーション 69 号(2019 年)1 頁以下参照。
 13. ドイツで 11 月革命といえば, 通常, 1918 年 11 月 3 日, キール軍港の水兵の反乱に端を発した大衆的蜂起の結果, ドイツ皇帝が退位した革命のことである。
 14. 第 1 事件の事実の概要は, 連邦憲法裁判所公式サイトに掲載されている第 1 事件決定に付された欄外番号 1 から 12 の要約であるが, そこには書かれていない事件の背景の説明も加えている。
 15. BGH, Urteil v. 13. 11. 2012 – IV ZR 330/11, AfP 2013, 54.
 16. 鈴木秀美「『忘れられる権利』と表現の自由―ドイツ連邦通常裁判所の判例を手がかりに」メディア・コミュニケーション 66 号(2016 年)15 頁以下参照。
 17. EU 一般データ保護規則 17 条について, 石井・前掲注 4) 71 頁以下, 小向・前掲注 7) 82 頁以下, 宮下・前掲注 4) 97 頁以下参照。
 18. その詳細は, 鈴木・前掲注 12) 3 頁以下参照。
 19. 第 1 事件決定要旨のうち, 括弧の部分は原文の引用である。その部分には同決定に付された欄外番号も表記しておく。
 20. 基本法は 5 条 1 項で表現の自由(正確には, 意見表明の自由)とは別にプレス(新聞)の自由と放送の自由を保障している。鈴木秀美『放送の自由〔増補第 2 版〕』(信山社, 2017 年)13 頁以下参照。
 21. 第 1 事件決定の欄外番号 105-106。
 22. BVerfGE 35, 202. この事件では, 1969 年に発生した殺人事件について, 1972 年, 公共放送が犯人の実名を用いてドキュメンタリー・ドラマを放送しようとしたことに対し, 服役中の犯人が放送禁止を求めた。連邦憲法裁判所は, 対立する基本権を衡量する指針を示したうえで, 事案を踏まえた具体的衡量を行った結果, 放送を認めた民事裁判所判決を破棄し, このドラマの放送を禁止した。小山剛「放送による犯罪報道と人格権」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例〔第 2 版〕』(信山社, 2003 年)183 頁以下参照。
 23. 同書は, 2009 年, Delete. The Virtue of Forgetting in the Digital Age として英語で出版され, Andrea Kamphuis によってドイツ語に訳され, 2010 年にその初版が, *Viktor Mayer-Sönberger*, Die Tugend des Vergessens in digitalen Zeiten として出版された。第 1 事件決定の欄外番号 103 では, その第 3 版 (S. 112 ff.) とともに, *Diesterhöft*, a.a.O. (Anm. 3), S. 24 ff. も引用されている。
 24. 第 1 事件決定は, 欄外番号 106 で, 欧州人権裁判所の 1 つの判決 (EGMR, M. L. und W. W. v. Deutschland, Urteil v. 28. 6. 2018, Nr. 60798/10 und 655599/10) と欧州司法裁判所の 3 つの判決 (EuGH, Urteil v. 13. 5. 2014, Google Spain, C-131/12, EU:C:2014:317; Urteil v. 9. 3. 2017, Manni, C-398/15, EU:C:2017:197; Urteil v. 24. 9. 2019, GC u.a., C-136/17, EU:C:2019:773) を引用している。
 25. 第 1 事件決定の欄外番号 118 から 119。
 26. 第 1 事件決定の欄外番号 123。
 27. 第 1 事件決定の欄外番号 129。
 28. EGMR, M. L. und W. W. v. Deutschland, Urteil v. 28. 6. 2018, Nr. 60798/10 und 655599/10.
 29. 第 1 事件決定の欄外番号 104。
 30. 欧州人権判例における「評価の余地」理論について, 江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所の解釈の特徴」戸波

- 江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社、2008年）30頁以下参照。
31. 第2事件の事実の概要は、連邦憲法裁判所の公式サイトに掲載されている第2事件決定に付された欄外番号1から18の要約であるが、そこには書かれていない事件の背景の説明を加えている。
 32. Betriebsrat は、「経営協議会」と訳されることが多いが、そのように訳すと、「その語感に引きずられて、企業の監査役会における共同決定との混同をもたらすおそれがあるので適切ではない」（村上淳一ほか『ドイツ法入門〔改訂第9版〕』（有斐閣、2018年）255頁）との指摘に従い、本稿では「事業所委員会」という訳語をあてることとする。
 33. クリストフ・ヘンドリックスほか『改訂版 耳が喜ぶドイツ語：リスニング体得トレーニング』（三修社、2019年）136頁によれば、今年の不快語とは、「その年に話題になった言葉の中で、事実と異なる、あるいは人間の尊厳や民主主義に反するなど、批判的に捉えられる言葉や表現を選んだもの」である。毎年、言語学者とジャーナリストの5名からなる選定委員会によって選ばれている。同書によれば、betriebsratverseucht は、「法的に認められている労働者の経営参加を疫病の蔓延のように抑えた言葉」である。
 34. 「パノラマ」で放送された過去の番組は、ARDの公式サイトに設けられた「パノラマ・アーカイブ」（<https://daserste.ndr.de/panorama/archiv/index.html>）に動画と音声の文字起こしが掲載されている。2010年1月21日に放送された番組は、「経営者の卑怯なトリック」の部分の動画と音声の文字起こしも含めて、そのままこのアーカイブに掲載されている（<https://daserste.ndr.de/panorama/archiv/2010/Kuendigung-Die-fiesen-Tricks-der-Arbeitgeber.panoramakuendigungsschutz104.html> 最終閲覧2020年2月10日）。
 35. 当時妥当していた連邦データ保護法35条2項2文は、データ保護指令12条bを国内法化したもので、データ取扱者が個人データを削除しなければならない場合について規定していた。奥田・前掲注1）157頁以下〔實原〕参照。
 36. 第2事件決定要旨のうち、括弧の部分は原文の引用である。その部分には同決定に付された欄外番号も表記しておく。
 37. 第2事件決定の欄外番号105。
 38. 第2事件決定の欄外番号108。
 39. 宇賀・前掲注1）148頁以下参照。
 40. 第2事件決定の欄外番号121。
 41. Peifer, a.a.O. (Anm. 2), 37.
 42. 第2事件決定の欄外番号141。
 43. Kühling, a.a.O. (Anm. 2), 278.
 44. 成原・前掲注1）57頁。
 45. Peifer, a.a.O. (Anm. 2), 37.
 46. 第1事件決定の欄外番号13から35、第2事件決定の欄外番号19から28参照。
 47. 同様の指摘として、棟居快行「検索エンジンと『忘れられる権利』の攻防」法学教室441号（2017年）51頁。
 48. 最高裁決定平成29年1月31日民集71巻1号63頁。
 49. 第1事件決定の欄外番号106参照。第2事件決定も、この部分を欄外番号122で参照している。
 50. 鈴木秀美「有名人の私生活と写真報道の自由」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅳ』（信山社、2018年）142頁参照。
 51. 中西優美子「ドイツ連邦憲法裁判所とEU司法裁判所間の対話の発展」工藤達朗ほか編『憲法学の創造的展開下巻』戸波江二先生古稀記念（信山社、2017年）92頁以下の指摘。同「ドイツ憲法判例研究（188）EU欧州逮捕状の執行に関するアイデンティティコントロールの実施〔連邦憲法裁判所第2法廷2015.12.15決定〕」自治研究93巻1号（2017年）112頁以下も参照。
 52. Johannes Masing, Ein Abschied von den Grundrechten, Süddeutsche Zeitung v. 9. 1. 2012. 鈴木・前掲注12）12頁参照。
 53. 連邦憲法裁判所裁判官の任期は12年で再任は許されていない。定年は68歳と定められている。鈴木秀美「ドイツ連邦憲法裁判所」法曹時報71巻7号（2019年）1頁以下参照。マージング裁判官（1959年生れ）は、2008年4月、連邦憲法裁判所裁判官に任命された。
 54. Vgl. Hoffmann, a.a.O. (Anm. 2), 37.
 55. Pfeifer, a.a.O. (Anm. 2), 37.

鈴木秀美（慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授）